

## 龍ヶ崎市の財政健全化の取り組み ～中期財政計画について～

当市では、財政の健全化を達成するため、平成 25 年度～平成 28 年度を計画期間とした「龍ヶ崎市中期財政計画」を策定し、財政力強化に取り組んできました。平成 28 年度が計画期間の最終年度に当たることから、決算を反映させた計画期間内の歳入確保・歳出削減の実績、平成 28 年度の地方債、債務負担行為および一般基金残高、財政運営目標の実績についてお知らせします。

### 平成 28 年度決算を反映させた計画期間内の実績

中期財政計画作成時の財政収支見通しによる推計と、平成 25 年度～平成 28 年度の決算を比較して計画期間中の実績を見ると、全小中学校へのエアコン設置や、たつのこフィールドへのバックスタンド・照明塔建設などによる普通建設事業費の増、子ども・子育て支援制度への移行などによる扶助費の増、収支改善に伴う基金積立などにより、歳出は推計よりも大きく膨らみました。

一方、歳入も、小中学校へのエアコン設置に対して地域経済活性化・雇用創出臨時交付金を活用したこと、クリーンプラザ・龍の長寿命化工事への負担金に震災復興特別交付税が手当てされるなど、推計以上の額を確保することができました。

その結果、単年度 1.5 億円、4 年間累計 6 億円の財源確保目標に対して、4 年間で 30.89 億円の財源を確保しており、目標を大きく上回る成果を上げています。【表①】

さらに、一般基金についても、推計値より 30.88 億円増やすことができました。【表②】、中期財政計画に掲げた財政運営の目標に対する平成 28 年度決算の実績は【表③】のとおりです。

【表①】 計画期間内の推計と実績額の比較

(単位：百万円)

歳入項目	推計	実績	増減額	歳出項目	推計	実績	増減額
地方税	39,165	40,291	1,126	人件費	15,795	16,252	457
地方譲与税等	5,123	5,988	865	物件費	13,138	12,432	△706
地方特例交付金	94	179	85	維持補修費	706	546	△160
地方交付税	13,623	15,737	2,114	扶助費	20,236	23,244	3,008
分担金及び負担金	1,119	1,138	19	補助費等	11,481	13,493	2,012
使用料	1,537	1,274	△263	普通建設事業費	4,323	8,093	3,770
手数料	180	176	△4	災害復旧費	0	33	33
国庫支出金	10,392	13,928	3,536	公債費	12,300	11,461	△839
都道府県支出金	6,035	6,411	376	積立金	31	3,586	3,555
繰越金	3,201	5,976	2,775	投資及び出資金	16	9	△7
諸収入	2,709	3,676	967	貸付金	140	57	△83
地方債	8,046	8,186	140	繰出金	10,569	9,270	△1,299
その他	289	1,384	1,095	<b>歳出合計</b>	<b>88,735</b>	<b>98,480</b>	<b>9,745</b>
<b>歳入合計</b>	<b>91,512</b>	<b>104,346</b>	<b>12,834</b>	<b>収支差引</b>	<b>2,777</b>	<b>5,866</b>	<b>3,089</b>

(注) 項目別に百万円単位で四捨五入しており、合計欄の数値と合わない場合があります。

## 龍ヶ崎市の財政健全化の取り組み ～中期財政計画について～

【表②】 地方債、債務負担行為および一般基金残高 (単位：百万円)

項目	H28 推計	H28 実績	増減額
地方債残高	23,742	24,597	855
債務負担行為残高	2,354	2,354	0
一般基金残高	3,555	6,643	3,088

【表③】 目標と実績

項目	指標	目標値	H28 実績※
財政収支の改善	基礎的財政収支	黒字	1,135 百万円
柔軟な財政構造への転換	経常収支比率	90%以下	93.8%
	積立金残高比率	35%以上	44.3%
将来負担額の削減	実質債務残高比率	180%以下	205.7%
	社会資本形成の将来世代負担比率	30%以下	39.1%

※「H28 実績」は速報値であり、変更が生じることがあります。

平成 25 年度～平成 28 年度を計画期間とした「龍ヶ崎市中期財政計画」では、推計時に比べ良好な結果を達成することができました。しかしながら、依然として目標に掲げた財政指標の値を全て達成することはできていません。

今後も、平成 29 年 2 月に新たに策定した「龍ヶ崎市第 2 次中期財政計画」、および「龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例」の趣旨にのっとり、財政健全化の取り組みを推進します。